

令和2年7月20日

保護者の皆様

学校法人橘学苑

お知らせ

盛夏の候、保護者の皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本学苑の教育にご理解とご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本学苑を被告とした民事訴訟について、令和2年7月17日に訴状が送達されました。

原告は、橘学苑高等学校において、卒業生の保護者2名、在校生の保護者21名、現職教員5名です。訴状の内容については、学苑経営、部活動運営、労働問題等、多岐にわたっております。

本学苑としましては、事実確認等の作業を進めていき、訴訟にて学苑の考え方を主張していく所存です。

保護者の皆様にはご心配をおかけし、お詫び申し上げます。訴訟に影響されることなく、これまで通り生徒第一の学校運営を進めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上